

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定

1 市及び関係団体が主催するイベント等の対応について

新型コロナウイルス感染症防止の徹底を図るため、大規模で不特定多数が集まる催しは、緊急性のあるものを除き、原則、延期又は中止とする。

なお、関係団体が主催する場合は、市の意向を伝えた中で、慎重に協議し、決定することとする。

2 新型コロナウイルス感染症防止対策として適切な感染予防策を講じる。

- (1) 出入口に手指消毒薬を設置する。
- (2) 体調不良者は、来場・参加を控えるよう広報する。
- (3) マスク着用等、個人でも感染予防策をとるよう広報する。

3 県内及び市内で感染者が明らかになった場合の対応について

(1) イベント等の催しについて

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とする。

民間団体が主催するものについては、袋井市の意向を伝え、自粛を要請する。

(2) 市民への呼びかけについて

市民へは、引き続き、感染予防対策や相談窓口等、適切な情報提供を行う。

市内で感染者が明らかになった場合には、外出の自粛や公共交通機関の利用自粛についても呼びかける。

(3) 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

市内で感染者が明らかになった場合には、風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進、不要不急の事業について、可能な限り縮小・休止等を要請する。

4 市内保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校等の対応について

(1) 小中学校について

ア 3月4日(水)から臨時休業とする。

3月2日(月)・3日(火)は感染予防と休業中の生活指導を実施するため通常とし、給食も実施する。

イ 中学校の部活動は、3月19日(木)まで中止とする。

ウ 卒業式は簡素化し予定どおり実施する。

※ 県内で感染者が発生した場合は、中止を視野に入れて対応する。

(2) 放課後児童クラブについて

ア 放課後児童クラブは、長期休暇などにおける開所時間(原則、1日につき10時間)に準じた取扱いとする。ただし、登所は保護者の判断とする。

※ 県内で感染者が発生した場合は、休所を視野に入れて対応する。

(3) 保育所、幼稚園、こども園について

ア 保育所、幼稚園、こども園は、開所及び開園を継続する。登園は保護者の判断とする。

※ 県内で感染者が発生した場合は、休園を視野に入れて対応する。

イ 卒園式は簡素化し予定どおり実施する。

※ 県内に感染者が発生した場合は、中止を視野に入れて対応する。

(4) 給食の対応について

ア 小中学校は、3月4日(水)から給食を中止する。

イ 保育所、幼稚園、こども園は、給食を提供するが給食費は徴収しない。

※ ただし、徴収した給食費については清算して返金する。

※ 今回の対応は3月19日(木)までの対応であり、その後の方針について、改めて示す。

5 今後の発生状況により、その都度、本部員会議を開催し、対応を決定する。